



令和 2 年 1 月 1 日
千葉県税理士会
千葉西支部
支部長 森 英樹
〒275-0016 習志野市津田沼 4-11-14
習志野商工会議所会館 2 階
電話 047-455-8200
FAX 047-452-1200

「品 格」

(題字及びテーマは支部長)

正会員 246 名 (うち税理士法人 15) 準会員 1 名 計 246 名

新春来福



厳島神社

年頭のご挨拶



年頭のご挨拶

支部長 森 英樹

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。旧年中は支部活動に多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、シンポジウムの発表支部として関係各位には多大なるお力添えいただいたおかげで、無事に研究発表を行うことができました。隅田特別委員長はじめ、委員の皆様及び会員の皆様にあらためて感謝申し上げます。

さて、令和元年度は「品格」をテーマに支部会務を運営してきましたが、特に資質向上策としての研修としまして、研修の質の維持や向上、また研修受講義務化に伴い、研修時間確保のための受講しやすい環境づくりにも配慮してまいりました。研修内容としましては、目まぐるしく変化する税法や実務に対応すべく研修はもとより、会員の資質の向上や綱紀に関する研修にも注力してきました。引き続き会員に有益な研修内容を心がけてまいりますので、本会研修等と併せましてぜひとも目標を達成していただけるようお願い申し上げます。

また、社会貢献活動も税理士の品格の醸成においては重要な活動であると考えておりますが、昨年10月の消費税法改正において新たに導入された軽減税率について、関係各所と連携し消費税に特化した無料相談も予定しております。さらに昨年発生しました、台風15号、台風19号および集中豪雨により、我々の地域内におきましても会員含め多くの市民が被災しております。被災された皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をご祈念申し上げます。本会をあげて、その多くの被災された方に向けての雑損控除の無料相談等を開催しておりますが、当支部としましても同様に地域の被災された方のための無料相談を企画しております。会員の皆様には引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新年を迎え繁忙期に入ることと思いますが、皆様のご健勝と事業のご繁栄をご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

千葉西税務署長 水田 剛

明けましておめでとうございます。

千葉県税理士会千葉西支部の会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

森支部長をはじめ千葉県税理士会千葉西支部の役員並びに会員の皆様方には、税を考える週間における「税の無料相談」や「租税教室」における講師派遣など、税務行政全般に多岐にわたるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、まもなく令和元年分の所得税等の確定申告期を迎えます。本年の確定申告においては、昨年10月に実施された消費税率の引き上げ及び軽減税率制度の導入後、初めての確定申告となります。軽減税率制度のもとでは、税率ごとの区分経理や請求書の発行など、従来と異なる経理処理が必要となり、署としましても、事業者の皆様が適切な経理処理を行っていただけますよう、引き続き制度の周知・広報に努めてまいります。

また、e-Taxにつきましては、資本金1億円超の法人などを対象として、本年4月以後に開始する事業年度から、電子申告義務化が適用されるとともに、併せて中小法人にも適用がある各種利便性向上施策も順次実施してまいります。

貴会各会員におかれましても、関与先の法人・個人のe-Tax申告につきましても、改めてご利用方をお願い申し上げます。

結びに、千葉県税理士会千葉西支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業の発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

“庚子”年生まれ 新年雑感

新春雑感



山本 保美

東京で2回目のオリンピックが開催される2020年、最近の異常なほどに暑い夏に行なわれるため、マラソンの開催地を東京、札幌と論議の末、札幌に決まりいよいよです。日本にとっては大きな節目となる事でしょう。又今年「子年」にあたり、新しい十二支のサイクルがスタートする年でもあります。しかし、そもそも十二支とは何なのか、十二支と干支はどう違うのか、シンボルとなっている動物にはどんな意味があるのかなど、意外と知らない人も多いのではないのでしょうか。

十二支の始まりは、紀元前中国で最も尊い惑星の一つとされていた木星が12年かけて天球を1周する事が発見され、毎年木星の動きを把握するため天体を12分割し、それぞれに漢字を割り当てたそうです。民衆にも十二支を広めたいという思いで動物の名前を当てはめ、年回りや時刻を動物で表現する習慣が浸透して来たそうです。又十二支と干支を同じ様な意味で使う様になったが厳密には違うそうです。普段呼んでいる「子～亥」は十二支にあり、干支は「甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸」の10種類の要素から成り干支最初の「甲」と十二支の最初の「子」を組み合わせた「甲子(きのえね)」から最後の「癸亥(みずのとい)」まで、60種類になるそうです。ちなみに高校野球でおなじみの甲子園は、球場が完成した1924年が、奇しくも干支十二支のそれぞれの最初の「甲」と「子」が60年ぶりに巡り合う年だったため、その縁起の良さにあやかって名付けられたのだそうです。今年「庚子(かのえね)」になるそうです。子年は新しい運気のサイクルの始まりですが、自然災害の少ない年であります様、心より願いたいと思います。

不思議な世界



埴 文彦

昨年、人生初の入院、左眼黄斑円孔の手術をしました。手術前は左眼だけでは新聞も読めない状態でしたので、恐怖感よりも諦めの心境です。この手術をすると必ず白内障になるため、同時に白内障の手術も行いました。

最初は、眼を開けていても何も見えない白い世界でしたが、しばらくすると、きらきら輝く虹色のような光、そして足が伸びた眼内レンズが見えました。それだけではありません。その後の不思議な世界をちょっとだけ紹介します。

黄斑円孔の手術は眼に穴を3つ開け、ライトや器具を入れて行われますが、それが見えるんです。ライトの色なのでしょう、電球色の世界の中に器具が入ってくるところが。それは手前(後頭部)の方から眼の外側に向かってゆっくりと現れました。え？どうして？眼の中に向かって入ってくるのではなく、眼の内側から外の方向へ？

まず、眼球内の硝子体を掻き出しているのか、黒っぽいものが散らばっていくような。掻き出しているというより、何かを撒いているみたいに見えます。それが終わると、網膜の内境界膜を剥がすのですが、それが見事という他ありません。まるで、玉ネギの薄皮をピンセットで剥がしているよう。最後にガスを入れて終了。約1時間の不思議な世界の体験でした。後日先生に尋ねると、「顕微鏡に鏡が付いているからかなあ？」

滅多にできない面白い体験ではありましたが、皆さんにはこのようなことの無いよう、今年一年が健やかな年であることをお祈り致します。

今も歪みがありますが、免許更新できました！！

阿部 哲也 ・ 岩淵 秀夫 ・ 門野 久雄 ・ 金井 一夫 ・ 齋藤 陽太
佐々木義仁 ・ 鳥飼三津男 ・ 中台 光一 ・ 平澤 智彦 ・ 平澤 規雄
松井 保夫 ・ 森 英之 ・ 柳内 ゆり

以上の方が千葉西支部庚子年生まれの会員の方々です

年男雑感 

河西昌彦

令和2年で4回目の年男を迎えることとなります。過去3回の年男の年の出来事と私の状況を振り返り、4回目の年男の抱負のようなものを書きたいと思います。

まず、12歳の時。1984年(昭和59年)になります。この年の出来事を挙げると、第二次中曽根第一次改造内閣が発足した年で、安倍首相の父安倍晋太郎氏が外務大臣に就任しています。また、松本智津夫がオウム真理教の元となる団体を設立した年であり、スタジオジブリのアニメ映画「風の谷のナウシカ」が公開された年でもあります。そして、福沢諭吉が新紙幣として発行され、エリマキトカゲが大流行した年です。第1回新語・流行語大賞では、新語の金賞が「オシンドローム」。特別賞が「特殊浴場」であり、高見山が引退した年でもあります。

小学校5年生までおねしょをしていた私は、この時期の記憶は乏しく、覚えているのは、TBSの人気番組「8時だヨ!全員集合」の公開生放送で停電したことくらいしか記憶がありません。税理士に役立つことはほぼしていなかったと思います。

次に、24歳の時。1996年(平成8年)になります。この年は、消費税率を5%に引き上げた橋本龍太郎内閣が発足した年です。また、たまごっちが販売され、ルーズソックスが流行、ポケベルの利用者が過去最多となった年でもあります。そして、羽生善治が将棋のタイトル七冠独占を達成し、アトランタオリンピックが開幕しました。東葉高速線の西船橋～東葉勝田台間が開業した年でもあります。

この頃、まだ学生であった私は、初めてお付き合いした彼女に振られ、失意のどん底でした。通学途中の新宿の本屋に向かう際、綺麗な女性に声を掛けられ、何故か宗教団体の施設に入ってしまった。「宗教の勧誘って怖いな」と感じました。法学部でしたので、法律的な思考を学んだことが現在の税理士業務に役立っているように思えます。

3回目の年男は、36歳の時。2008年(平成20年)、税理士を開業して2年目の年です。

この年、麻生内閣が発足しました。松下電器産業が「パナソニック」に社名変更をし、弁護士でタレントの橋下徹氏が大阪府知事に初当選した年でもあります。自動販売機のたばこの購入をする際にICカードのtaspoが必須となり、北京オリンピックが開幕しました。新語・流行語大賞の年間大賞は、「グ〜!」(エド・はるみ)です。

この年、初めての無料税務相談を担当し、申告書の作成に自信がなくて念のためパソコンを持って行きました。「税理士になれば待っていてくれるだろう」と高を括っていた時期でもあります。その後の1年間で1件も顧客が増えなくてゾッとした記憶があります。その恐怖感は今でも持っているのです、現在に活かされているように思えます。

最後に、4回目の年男の抱負のようなものは、「なんとかなる」「なんくるないさ」「ケセラセラ」などのような心の余裕をどこかに持ちつつ仕事・家庭・個人の面で前向きに取り組みたいということになりそうです。

各部だより

総務部

矢代雅義

<行事予定>

○令和2年1月17日(金)

幹事会・例会・署との連絡会

場所：習志野商工会議所

○令和2年6月9日(火)

第43回定期総会

場所：ホテル ザ・マンハッタン

<報告事項>

○令和元年10月18日(金)

第2回幹事会

(議決事項)

1. 会費免除申請の件
2. 予備費使用承認の件
3. 定期総会の招集日及び場所決定の件

(報告事項)

1. 令和元年度事業及び決算の中間報告
2. 各部報告

経理部

奥 朋

○会費の口座振替を選択していない会員の方へ

当支部で口座振替が始まった3年前からアナウンスしていましたが、会費の納入をご自身で振り込む方法の場合、2,000円引きの特典がありますのは、今年度が最後になります。

口座振替の手続きをご希望の会員は、お早目に事務局にお申し出ください。

来年度以降も会費をご自身でお振込みをご予定の会員は、振込手数料をご負担の上、2,000円を引かずに納入いただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

制度部

松 井 浩 明

会員の皆様におかれまして、ご多忙の折、税制改正要望意見書及び e-Tax ・ 書面添付のアンケートにご協力いただきましてお礼申し上げます。

制度部からの報告は 2 点となります。また、別件ではありますが、千葉西税務署の奥の駐車場敷地に令和 2 年 9 月より建物建設がはじまるため当駐車場は使用不可能となります。

1. 令和 3 年度税制改正要望意見書

令和元年 9 月 19 日に、本会へ当支部としての要望意見書を提出いたしました。要約を別にまとめておりますので、そちらをご参照ください。

2. 「e-Tax 利用推進・書面添付制度に関する千葉西税務署との協議会開催の報告」

制度部では、令和元年 12 月 3 日に、千葉西税務署長ほか総勢 9 名、千葉西支部会員総勢 8 名にて、協議会を開催し意見交換をしております。

(1) e-Tax については、代理送信利用率が県内 14 支部中 9 位、東京国税局管内 84 支部中 60 位と順位は上昇しているとの事ですが、今後は益々の利用率向上を目指しご協力をお願いいたします。

また、先日の会員の皆様よりいただきました問い合わせ・要望事項及び報告事項です。

- ① 税理士法人の代理送信者数のカウントについては、法人ごとに 1 件としてカウントしております。
- ② e-Tax 送信時にエラーが出た場合は、e-Tax ヘルプをご利用いただき個別に対応いたします。
- ③ 確定申告時期の e-Tax 利用可能時間は、メンテナンス時間を除き全日 24 時間です。
- ④ e-Tax のパスワード変更のアナウンスについて、スキップすることで実質的には、パスワードの変更不要です。
- ⑤ e-Tax と e-LTAX の統合について、現在改善に向けて動いており、令和 2 年 3 月より一元化を予定、令和 3 年 1 月よりマイナポータルとの連携を予定しています。
- ⑥ 法定調書のデータ又は e-Tax による提出義務について、現行は 1000 枚以上ですが、令和 3 年 1 月 1 日以降は 100 枚以上とされます。
- ⑦ 大法人の法人税及び消費税の e-Tax 義務化について、令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度（課税期間）について適用されます。特に仮決算に基づき中間申告をする場合や消費税の課税期間短縮をしている場合は注意が必要です。

(2) 書面添付について、有用な書面添付の書き方などについては、日税連・業務対策部より平成 27 年 6 月発行の『添付書面記載事例集「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」』を日税連ホームページよりダウンロードしてご参考下さい。

令和元年9月19日

千葉県税理士会 御中

千葉県税理士会
千葉西支部 制度部

令和3年度税制改正要望書意見書（要約）

本書は、千葉西支部会員に対し意見募集を行い、会員より寄せられた意見・要望の中から制度部において意見の集約整理をするとともに、前年の意見書に寄せられた事項についても検討を加えたものである。

なお、本意見書の作成にあたっては、「現代社会に適合した公平な税制を目指すとともに、納税事務の簡素化及び事務負担の軽減を目的とする」を基本方針として取りまとめている。

1. 国税通則法・税務行政手続関係
(1) 取り下げ書の法整備について 継続
「取り下げ書」について所要の法整備を行い法定的位置付けを明確にするべきである。
2. 国税共通
(1) 印紙税について 継続
印紙税法の廃止を要望する。
3. 所得税関係
(1) 親族に対する対価の必要経費の算入について（所法 56, 57） 継続
事業者から対価を受ける親族がいる場合の必要経費の特例を改め、生計を一にする親族であっても、これらの者に対して支払う賃借料・報酬等について、その相当額の必要経費の算入を認めるべきである。
(2) 公営競技の払戻金に対する課税について 継続
競馬競輪競艇等の投票券の払戻金については非課税とする。
【理由】
当せん金付証券法の当せん金品及びスポーツ振興投票の当せんの払戻金同様に非課税とし、不足する財源については投票券の販売価格に対して、一定割合で直接開催元に負担を求める形をとるべきである。
(3) 証券取扱業者等の取り扱う金融商品について 継続
証券取扱業者が取扱う金融商品について、その課税形態（一般株式、証券投資信託、証券投資信託（海外）（国内）公社債投資信託・雑・総合譲渡等の課税上の取扱い科目）を取引報告書・商品パンフレット等に記載する商品名に併記することを義務付けることを要望する。
(4) 譲渡所得税における予定申告制度の創設について 継続
不動産等の譲渡等があった場合において、その譲渡日以後申告期限までの間に譲渡所得税及び譲渡住民税について予定申告・予定納税ができる制度を新設すべきである。
4. 源泉所得税関係
(1) 源泉所得税の納付期限の見直しについて（所法 183） 継続
源泉所得税の納付期限について、翌月末日と改めると共に、納期の特例の期限についてもそれぞれ1月末及び7月末と改める。
(2) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請の提出時期について（所法 217） 継続
新たに源泉徴収義務者となった法人及び個人については、その提出期限を、設立から3月以内もしくは、納期の特例による納期限のいずれか早い日までその提出期限を延長し、かつ、その提出の効果を設立の日又は新たに

源泉徴収義務者となった日まで遡及して適用すべきである。

5. 法人税関係

- (1) 役員給与の取り扱いについて (法 34 ①)

継続

役員給与について原則損金算入とし、不相当に高額なもののみを損金不算入の対象とすべきである。

- (2) 相当の地代の見直し (法令 137 法通 13-1-2)

継続

相当の地代を次の通り改定する。

自用地評価額 × 基準年利率 (長期)

+ 固定資産税額 = 年間の相当な地代

6. 消費税関係

- (1) 複数税率の廃止について 継続

納税額の算定にあたり企業側の負担の大きい複数税率を廃止する。

- (2) 小規模事業者の申告不要制度の創設について (消法 9 条-12 条の 2) 継続

全事業者を消費税課税事業者と指定するとともに、小規模事業者に対して、申告不要制度を創設し、事務負担の軽減を図るべきである。

- (3) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例について (消法 37) 継続

簡易課税制度選択期間中においても、常に原則課税制度による申告を可能とする制度とすべきである。

- (4) 一括比例配分方式の継続適用義務について (消法 30 ⑤) 継続

一括比例配分方式の継続適用義務を廃止すべきである。

- (5) 課税売上割合の計算方法について

(消法令 48) 継続

課税売上割合の算定にあたって、固定資産の譲渡及び投資性資産の譲渡についても、有価証券の譲渡同様に、その算入に一定の制限をすべきである。

7. 相続税関係

- (1) 債務控除について (相法 13 条) 継続

債務及び葬儀費用の控除対象者を「相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」とすべきである。

- (2) 贈与税の申告期限について (相法 28 条)

継続

贈与時から、翌年 3 月 15 日までの間において、贈与税の申告書の提出及び納税手続きを可能とする制度を要望する。

- (3) 相続税の申告期限について (相法 27 条)

継続

相続税の申告期限を相続の開始があったことを知った日から 1 年以内とする。

8. 地方税関係

- (1) 個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数について (地法 320) 継続

個人市町村民税における普通徴収制度の納付回数を 12 回に拡充する。

- (2) 個人住民税の特別徴収について 継続

個人住民税の特別徴収に関しては、給与受給者の選択制とする。

※紙面の都合上、千葉県税理士会 調査研究部に提出したものから、提案理由を削除し、要約したものである。

厚生部

大田川 智子

<結果報告>

○10月3日(木) 支部対抗ソフトボール大会

参加者 16名

場所：稲毛海浜公園野球場

1回戦 千葉西支部●5対6○成田支部

敗者復活戦 千葉西支部●7対13○柏支部

なかなか勝てません。

○10月4日(木) 第3回支部ゴルフコンペ

参加者 18名

習志野商工会議所主催のゴルフコンペ内コンペで行いました。

場所：佐倉カントリー倶楽部

優勝 齋藤陽子 準優勝 内田亮司

3位 白戸利行 ベストグロス 江野澤藤利

○11月12日(火) 支部対抗テニス大会

参加者 12名

場所：エストーレホテルアンドテニスクラブ

練習会を6回も行いましたが、入賞できませんでした。

○12月5日(木) 第4回支部ゴルフコンペ

参加者 23名

場所：鷹之台カンツリークラブ

優勝 齋藤敏夫 準優勝 甲斐義雄

3位 根本幹哉 ベストグロス 松田賢一郎

<年間優秀者>

年間 MVP 小長谷藤兵衛

年間準優勝 甲斐義雄

年間第3位 齋藤敏夫・齋藤陽子

○12月6日(金) 囲碁・将棋大会

千葉県税理士協同組合・千葉県税理士会共催

場所：千葉県税理士会館

参加者 8支部33名(囲碁25名、将棋8名)

(当支部：囲碁5名、将棋4名)

当支部の入賞者は次の方々でした。

将棋 優勝 増永 親治

囲碁 Bクラス 4位 澤里 忠良

囲碁 Cクラス 3位 若松 良和

～優勝者からの一言～

「久しぶりに勝てました。勝てたのは奇跡です」と優勝者らしい謙虚な弁でした。

次回も多数の方の参加をお願いいたします。

(今年も4月から毎月第二土曜日に月例会を開催する予定です)

続・ちやうごの掲示板

40年間辛抱しました

昭和55年の民法改正では、少子化が進む中で夫を看取った妻の相続分が一人っ子よりも小さくなり、二人の場合には同じになるという指摘に対して、子の相続分と同等か、または大きくなるよう見直され、妻の相続分を2分の1に引き上げる改正が行われました。

この時の改正で実現しなかった制度として、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分と同じとする改正(これについては平成25年9月最高裁判決を受けて改正されました。)と、寄与分について相続人以外の親族には認めないというものがありました。

昭和55年改正案の中に、被相続人の療養看護、財産の維持・増加に特別に寄与した親族に遺産の一部を与えるという「寄与分」制度が提案されました。

当時の寄与分の審議において、被相続人の相続人のほか孫さん、婿さん、嫁さんなど被相続人と近い親族で療養看護、財産の維持・増加に特別に寄与した親族を対象に含めることが検討されました。

しかし、法案の確定段階において、相続人以外の親族が療養看護、財産の維持・増加に特別に寄与した場合であっても寄与分を認めないこととし、寄与分を受けることができる者を被相続人の相続人に限定して法律が成立しました。

あれから40年、今回の民法改正において、相続人以外の親族が被相続人の療養看護、財産の維持・増加に特別に寄与した場合には、その親族を「特別寄与者」と位置付け相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(「特別寄与料」という。)の支払を請求することが認められることとなりました。

この特別寄与料は、被相続人に対して生前療養看護に努め、さらに財産の維持管理という労務を提供したことに対する対価という性格から考えると、被相続人本人から給付されるものですが、本人が既にいなくても踏まえて財産を取得した相続人が給付することとしました。

特別寄与料を受け取った特別寄与者は、その財産を被相続人から遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税を受けます。この場合、2割加算の適用があります。

一方、被相続人に代わって特別寄与料を給付する相続人については、その寄与料を被相続人が支払うべき債務であったとみて、相続人の取得財産から控除することとしました。

いずれにしても、亡くなった被相続人に対して相続人以外の親族が行った生前の特別寄与について報いる制度が作られたことは、少なからず心に響くものがあります。

(千葉県税理士会千葉西支部 特別会員 岩下忠吾)

会員の異動

新入会員



菅原 寛治
 令和元年11月14日(東京会より)
 習志野市実籾6-20-6
 TEL 047-472-7945
 趣味 スポーツ 読書

浅田 直子
 令和元年9月24日(新規入会)
 千葉市花見川区検見川町
 3-300-39
 TEL 043-275-5325

事務所変更

菱輪 尚典
 千葉市美浜区真砂5-17-2-902
 TEL 043-279-8878

事務所電話番号変更

金子 茂男
 TEL 043-445-7460

退会会員

伊藤 由実 令和元年9月26日(死亡退会)
井上 安幸 令和元年10月31日(業務廃止)
岡野 勇 令和元年12月31日(業務廃止)

訃報

●伊藤由実会員(享年42歳)
 令和元年9月26日ご逝去
 謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

「令和」最初のお正月、おめでとうございます。
 今年はオリンピック・パラリンピック、自然現象の猛威は常套か?などなど何があっても頑張りましょう。
 何となく心せわしい世の中、しっかり自分のペースで生きたいものですね。
 本年も広報部へのご協力よろしくお祈りします。
 山田晴夫

ゴルフ年間 MVP 雑感

小長谷 藤兵衛

今年度4月から支部ゴルフコンペに久々の参加をさせていただきました。また、そんな自分を暖かく迎えていただき、ゴルフコンペ参加者の皆様には深く感謝いたします。今年度、千葉西支部ゴルフコンペ年間 MVP を獲得できたのは、新規参加扱いさせていただいた幹事始めゴルフコンペ参加者の暖かいご好意によるハイハンディキャップのおかげと思っています。ありがとうございます。令和元年に年間 MVP を受賞できたことはこの上ない幸せ者と考えております。これを機会にゴルフに仕事にと精進してゆきたいと思えます。

ところで、最近ゴルフ界は若い人の参入がなく、ゴルフを楽しむ人口の減少傾向が続いており、我が税理士会千葉西支部においても同様の状態となっています。「令和」という元号には、若い世代が活躍できる時代であってほしいという意味も含まれていると聞いています。ゴルフは、老後でも愛好できるスポーツとして一般に親しまれています。若い会員の皆様にはぜひ参加して活躍なされることを期待しております。



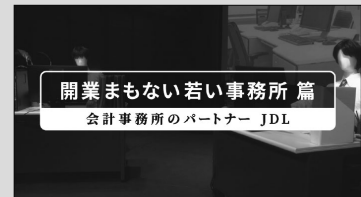
選んでよかった! JDL

会計事務所の経営課題と その解決策を動画でご紹介!

『開業まもない若い事務所』篇

公開中

伝票持ち込みの顧問先の処理… 事務量増加
顧問先回りや営業もすべて所長… 時間が足りない



職員を増やさず

事務所発展

『発展めざましい中堅事務所』篇

12月公開予定

職員を増やし続ける人海戦術… 人件費増大・採用困難
優秀な職員も入力業務ばかり… 有効な人材活用

『大きく伸びる税理士法人』篇

1月公開予定

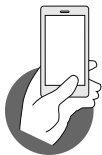
システム管理者にかかる負担… システム構築・運用のリスク
市販ソフトを組合せたシステム拡張… ニーズに合わない・コスト増

システムを入れ替えることなく展開!



大規模な一体システムへ

『会計事務所のパートナー JDL』



創業以来50年の実績、会計事務所14,000件のノウハウ。
JDLが選ばれる、その理由を、ぜひ、ご覧ください。

<https://www.jdl.co.jp/partner/>



JDL ナビゲーター 新妻聖子



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

千葉営業所 / 〒260-0028 千葉市中央区新町1000 (センシティタワー14F) … Tel.043-301-7201(代)

そうだ、「日税」に聞こう！

事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の
問題解決に当たります！

様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、
関与先の集金、支部会費等

不動産の相談

売買・相続対策・
有効活用等

最新知識の習得 職員教育

各種研修

保険の有効活用

事業保障・
役員退職金準備等

関与先のお困りごと

御
事務所の選

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは1972年の創業以来、各種商品やサービスをワンストップでご提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。
これまでも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

株式会社日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

株式会社日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

株式会社共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

株式会社日税サービス
TEL.0120-312-112

株式会社日税経営情報センター
TEL.03-3345-0600



千葉県税理士会千葉西支部と共に歩む



一般社団法人千葉西青色申告会

青色申告会とは

青色申告会は個人事業主を中心として組織される納税者団体です。「税は公平でなければならない」というシャープ勧告をもとに、納税者が自主的につどい、結成されました。

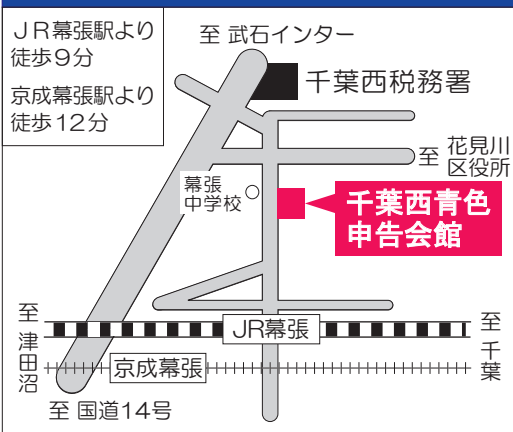
それから今日に至るまで、青色申告会は正しい申告・納税を勧め、公平な税制の創設、社会保障制度の改善を要望し、税制改正史上数々の成果をあげてきました。全国各地の青色申告会は、会員の中から選ばれた役員を中心に自主的・民主的に運営され、その活動は会ごとに特徴をもち、多彩な活動を展開しています。

千葉西青色申告会とは

昭和25年11月に千葉青色申告会が発足。昭和52年4月に千葉西青色申告会として分離独立しました。平成13年4月に公益法人として社団法人千葉西青色申告会が東京国税局長より許可され、平成25年4月に一般社団法人千葉西青色申告会に名称変更して現在に至っております。

千葉市花見川区幕張町6-70-13に専用の会館〔青色申告会館〕を有し、専従の事務職員が常に会員に対し、記帳相談を初めとした各種のサービスに務めております。

周辺地図



青色申告会と近年の税制改正運動

2018年 (平成30年)	・ 個人事業者の事業承継税制の創設 ※2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間の特例措置として、青色申告者が土地・建物・機械装置などの特定事業用資産を事業継続を前提に継承する場合には、一定の条件のもと贈与税や相続税の納税が100%猶予されます。
2017年 (平成29年)	・ 個人番号(マイナンバー)の番号確認書類の提出などの簡素化
2016年 (平成28年)	・ 個人番号(マイナンバー)を記入する税務関係書類の大幅削減
2015年 (平成27年)	・ 国民健康保険の財政運営の主体を市町村から都道府県に移行(2018年度施行)
2010年 (平成22年)	・ 共同経営者(配偶者専従者、後継者専従者を含む)の小規模企業共済制度への加入(2011年1月より) ・ 家族従業員のみでの中小企業退職金共済制度への加入(2011年1月より)
2005年 (平成17年)	・ 災害に伴って消費税の簡易課税の選択を変更する必要が生じた場合の特例の創設
2004年 (平成16年)	・ 青色申告特別控除55万円が65万円に引き上げ
2003年 (平成15年)	・ 国民健康保険税(料)の算定(ただし書方式)にあたり青色事業専従者給与が必要経費として認められる ・ 贈与税に相続時精算課税制度の創設 ・ 相続税及び贈与税の税率引き下げによる負担軽減

外観写真



サービス業務

- 記帳(複式簿記での帳簿の付け方を含む)の相談
- その他の相談(税理士・弁護士など専門家が担当)
- 多業種にわたる会員同士の親睦や交流
- 各種の共済(保険)や疾病入院補償等の取り扱い
- (会員限定)会計ソフト「BLUE RETURN A」の販売
- 機関誌、会報紙、相談会等開催の案内紙の配付

一般社団法人千葉西青色申告会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町6-7-13
TEL 043(274)0809 FAX 043(274)2315
会費(年費) 14,400円 入会金 2,000円

※ ご入会につきましては、電話・インターネットによるお申し込みは出来ません。ご来館いただき、所定のお手続きをお願い申し上げます。